

精華町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和8年4月

精華町通学路交通安全対策会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

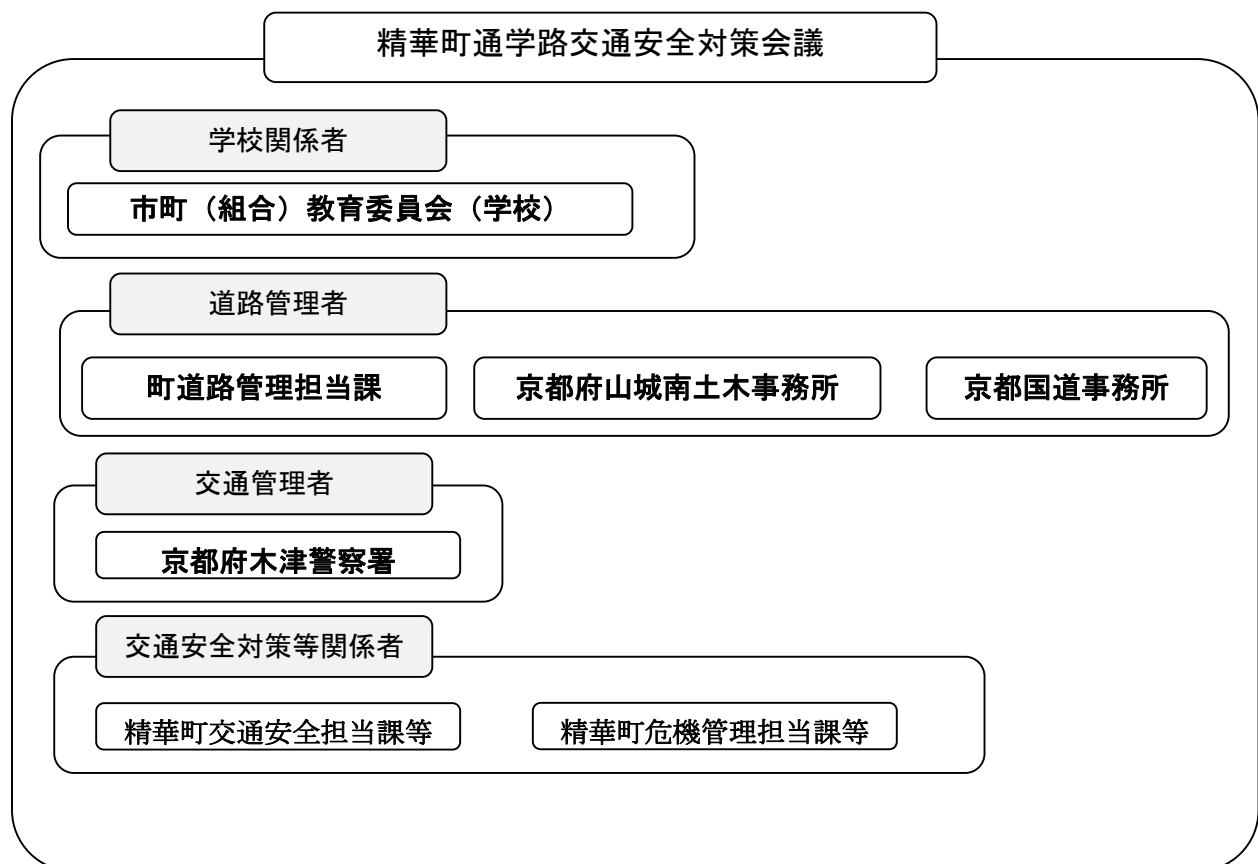
引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「精華町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路交通安全対策会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 精華町教育委員会
- ・ 精華町事業部建設課
- ・ 精華町総務部自治振興課
- ・ 精華町総務部危機管理室
- ・ 京都府山城南土木事務所
- ・ 京都国道事務所管理第二課
- ・ 京都府木津警察署交通課



3. 取組方針

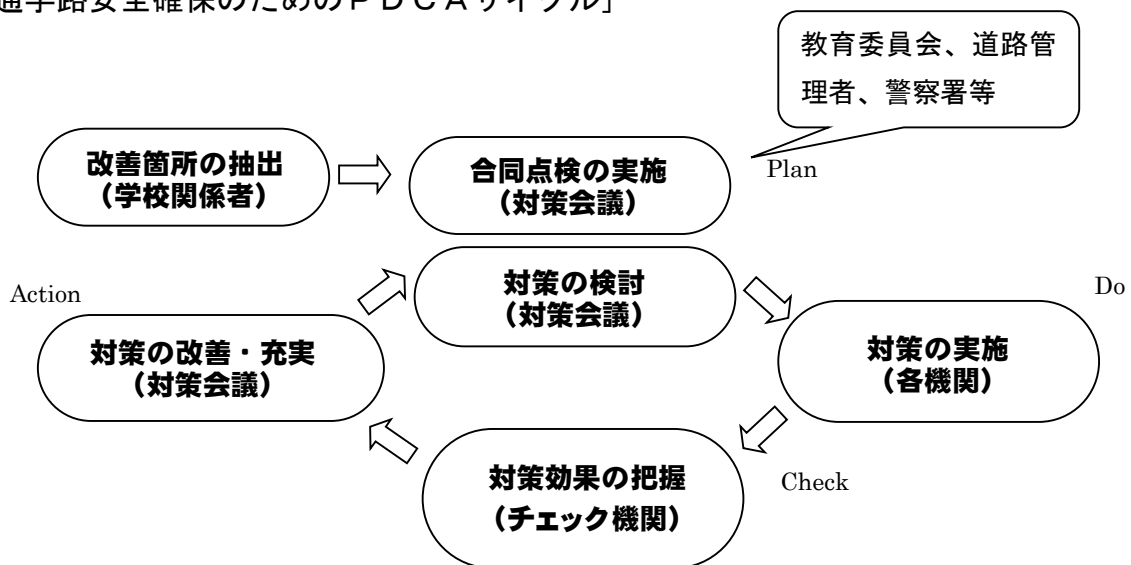
(1) 基本的な考え方

小学校では、児童の安全な通学のために保護者、学校安全ボランティア等と連携し、定期的に通学路の安全点検を実施しています。

継続的に通学路の安全を確保するため、教育委員会は各小学校で実施された安全点検の結果を把握し、その結果に基づいた合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小学校の通学路を1年に1回合同点検を実施します。
- ・通学路の道路環境等に変化があった場合に点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・対策会議のメンバー（教育委員会、道路管理者、警察等）が参加する合同点検を行います。

○合同点検の内容

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や学校安全ボランティア（見守り隊等）による保護誘導活動等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・整備期間が中～長期に及ぶ場合や用地買収の必要性により多額の費用や調整が必要なハード対策を実施する箇所については、保護誘導活動の徹底や取締りの強化等、ソフト対策で安全の確保を行います。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校関係者等に対する意見聴取の実施
- ・歩道未設置場所における歩車分離状況の確認
- ・交通事故発生件数の統計

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。公表の更新は、対策の進捗状況に応じて行います。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

5. 取組の流れ

